平成２１年（フ）第２１１号
滋賀県蒲生郡日野町大字内池150番地　内池団地Ｄ－６
債務者　長岡　彩子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１２６２号
神戸市兵庫区清水町８番６号
債務者　西川　尚子（旧姓八木・田澤）
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２６９号
神戸市垂水区学が丘６丁目１番37―607号、従前の住所神戸市西区伊川谷町有瀬14番地の17
債務者　田中　廣治
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２８２号
神戸市垂水区桃山台５丁目17番地の２　県住１―106号
債務者　井奥　美季
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２９０号
神戸市北区甲栄台４丁目２番15―301号
債務者　田中　秀子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７４７号
兵庫県尼崎市元浜町２丁目20番地
債務者　小川　秀二
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０３号
兵庫県朝来市和田山町枚田1343番地　市営住宅603号
債務者　太田　真幸
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第１０３０号
広島市中区本川町３丁目４番15―304号
債務者　藤川　秀範
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０８７号
広島県廿日市市桜尾１丁目６番４―309号
債務者　松田　通人
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２１５号
広島県安芸郡府中町青崎東６番４―201号
債務者　池本　　靖
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４４０号
広島市中区舟入中町７番18―804号
債務者　味曽野美智
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４５６号
広島市西区中広町３丁目３番14―701号
債務者　竹口　敬藏
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４８８号
広島市中区上幟町３番36―602号
債務者　山崎　玉枝
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４８９号
広島市中区光南２丁目25番３―201号、申立時の住所広島市中区光南２丁目25番20号
債務者　皿田　正廣
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５３５号
広島市中区弥生町３番８―601号
債務者　湯浅　清子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５４８号
広島市南区翠５丁目14番８号
債務者　吉村　惠子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５６９号
広島県東広島市西条町下三永730―576レオパレスさざんか202号、住民票上の住所北九州市小倉南区沼本町３丁目６番20号
債務者　名郷　純二
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
広島地方裁判所民事第４部